

給与支払報告書 にかかる給与所得者異動届出書
 特別徴収 異動があった場合、速やかに提出してください。

1.現年度 2.新年度 3.両年度		特別徴収義務者 指 定 番 号		
個人番号				
連絡者の 氏 名 等	係 氏名			
	電話	() - 番		
/ 入 力		/ 照 合		
/ 入 力		/ 照 合		
1月1日以降退職時 までの給与支払額		退職手当等の支払額 (支払予定額)		
円		円		
控除社会保険料額		勤 続 年 数		
円		年		

ハッキリわかりやすくお書きください。

平成 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -
		名 称	
		代表者の 職氏名印	印
給 与 所 得 者		死亡退職者の親族の連絡先	
フリガナ		フリガナ	
氏 名	(旧姓)	氏 名	
旧住所	1月1日の住所・・・必ず記入願います	住 所	
	東大和市		
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所		
	〒 -		

退職の日が1月1日から4月30日迄の方については、本人から申し出がない場合でも必ず残税額を一括徴収してください。 — 必ず記入してください。 —

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	該 当 異 動 の 事 由	57 転勤による特別徴収継続	一括徴収の理由	異動者印
円	月分 から	円	円		58 退職により普通徴収に切替え	1. 異動が平成 年12月31日までで、 申出があったため(月 日申出)		
	月分 まで				59 死亡により普通徴収に切替え	2. 異動が平成 年1月1日以降で特 別徴収の継続の希望がないため		
					60 休職により普通徴収に切替え	一括徴収できない理由		
					61 育児休業により普通徴収に切替え	1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職 手当等がないため又は未徴収税額より少ないため		
					62 長期欠勤により普通徴収に切替え	2. その他 理由()		
					63 特別徴収不可能により普通徴収に切替え	一括徴収予定額 (左記(ウ)と同額)		
					66 1月1日現在の住所誤報	円		
					68 会社解散により普通徴収に切替え	円		
					76 退職により一括徴収	一括徴収した税額は、 月分で納入します		
					90 一括徴収(在職)	月 日 月 日		

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号	
月分 から徴収し 納入する。		フリガナ		新 規	新規の場合は で囲んで下さい。
		名 称		連 絡 者 の 氏 名 等	係 氏名
当市で作成した納入書の 使用について	をつ けてく ださい	代表者の 職氏名印	印	電話	() - 番
		1. 使用する。	2. 金融機関の納入代行を利用するので使用しない。		
			3. 自社作成の納入書を使用するので使用しない。		

【注意】
 1. 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
 2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。新勤務地では、下段(転勤等による特別徴収届出書)欄を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の東大和市役所に送付してください。
 3. 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。